

令和 6 年度第 3 回

国民健康保険運営協議会

令和 7 年 1 月 3 0 日

東 久 留 米 市

令和6年度第3回国民健康保険運営協議会

令和7年1月30日午後5時30分開会

東久留米市役所本庁舎4階 庁議室ほか

議 題

(開 会)

(会議録署名委員の指名)

(議 題)

- (1) 諮問事項「国民健康保険税・税率等改定」について
- (2) 令和6年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(案)
- (3) 令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)

(閉 会)

出席委員(9名)

会 長	古 井 祐 司 君	委 員	齋 藤 昇 司 君
委 員	山 崎 紀 子 君	委 員	鈴 木 均 君
委 員	小 玉 剛 君	委 員	中 島 春 江 君
委 員	西 村 より子 君	委 員	村 野 邦 男 君
委 員	米 内 久 永 君		

説明者(7名)

福祉保健部長	中 谷 義 昭 君	福祉保健部 保険年金課長	櫻 井 恵 子 君
市 民 部 納 税 課 長	佐 川 公 行 君	福祉保健部 健康課長	新 妻 理 成 君
保 険 年 金 課 主 査	水 村 勉 君		

◎開会及び開議の宣告

○会長 それでは、本日もお忙しい中をご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

これより、令和6年度第3回東久留米市国民健康保険運営協議会を始めたいと存じます。

初めに、本日の出席委員を確認させていただきます。

本日は熊野委員様がご欠席ですが、東久留米市国民健康保険運営協議会規則第7条によりまして、定足数に達しております。したがって、会議は成立しております。

市のほうより、関係部課長様などが出席されております。

◎会議録署名委員の指定

○会長 それでは、本日の会議録署名委員をご指名いたします。

本日のご署名委員様は、鈴木委員様、西村委員様、米内委員様、お三方にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議事進行の確認

○会長 本日の議題は、諮問事項として、国民健康保険税・税率等改定について、審議事項といたしましては、令和6年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）、そして令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）について、その他を予定しています。

本日もおおむね7時までに終了したいと存じますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎傍聴者の確認

○会長 それでは、本日は傍聴の希望者のほうはいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 傍聴者はございませんが、遅れてこられた場合は傍聴を許可させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 承知しました。それでは、遅れてもしいらした場合は傍聴を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎配付資料の確認

○会長 それでは、議題に入る前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の確認をお願いいたします。

事前に送付させていただきました資料のうち、資料1と資料3については内容に修正がございましたので、机上に配付をさせていただいております。

まず資料1、東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）、こちらA4ホチキス留めが1部となっております。資料2、こちらは事前に送付させていただいたもので、令和6年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）、こちらもホチキス留めで1部となっております。続いて、資料3、令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）、こちらもA4ホチキス留めで1部となっております。

以上となります。

過不足ございませんでしょうか。

○会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

◎諮問事項「国民健康保険税・税率等改定について」

○会長 それでは、早速ですが、議題１の諮問事項、国民健康保険税・税率等改定についてです。

前回の審議を踏まえまして、答申案が事務局より示されております。

まずは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、福祉保健部長の中谷でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議題の１でございます諮問事項、国民健康保険税・税率等改定についてご説明をさせていただきます。

資料１のほうをご覧くださいいただければと存じます。

前回ご審議をいただきました内容を踏まえまして、答申案とさせていただきます。

それでは、答申案を朗読させていただきます。１ページおめくりをいただきまして、２の答申内容のほうをご覧くださいと思います。

それでは、読み上げさせていただきます。

答申内容（１）国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後の砦として社会保障の根幹を担っており、安定的な制度運営が求められる。令和７年度東久留米市国民健康保険事業運営については、安定した制度運営を確保するため、生じる財源不足額について、原則、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と思料する。

現在も、昨年同様に物価の上昇は続いており、依然先行きが不透明な状況にあることを考慮することは、令和７年度の税率等改定においては不可避である。

については、このような背景から、当協議会では、令和７年度において、急激な税負担とならないよう極力配慮したうえで、別紙「令和７年度国民健康保険税・税率等」に示す改定案が妥当であるとの結論に至った。改定の実施にあたっては、被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、今後、医療の高度化による医療費の増加や、生産年齢人口の減少等により、運営はさらに困難が続くものと思われる。しかしながら、決算補填等目的の法定外一般繰入の削減については、短期、中・長期双方向の総合的な視点から健全化に向けた取組を進めつつ、将来にわたり制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、不断の努力を行い、財政運営の責任主体である東京都と共に安定的な制度運営に努めること、また、国や東京都に対し、新たな仕組みづくりや財政支援について検討するよう積極的に要望することを、切に望む次第である。

以上でございます。

続きまして、次のページの別紙でございます。令和７年度国民健康保険税・税率等をご覧ください。

括弧で改定と記載している部分が、今回改定する部分となります。医療分、後期支援分、介護分の税率等を改定することになっております。また、５割、２割軽減基準額についても、今回改定となっております。

ります。

なお、課税限度額の見直し及び5割・2割軽減の見直しにつきましては、地方税法施行令の改正に即した見直しをさせていただくこととしております。

説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

以上で事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと存じます。

質問あるいはご意見などあります方は、挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○委員 参加したばかりで、私に分かっていないだけかもしれないのですが、答申の中でも短期、中・長期の視点から健全化に向けた、このあたり、今後を見せていただけるのかもしれませんが。今後の計画とか今後の保険料なり、税率改定の予定、そういった資料があったら、補足等とかで示していただければなど。

すみません、以上です。

○事務局 ご質問ありがとうございます。私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

答申の中にもあります決算補填等目的の法定外一般繰入れの削減につきましては、国保財政健全化計画というものがございまして、ただそれが、令和7年度までの計画になっている。7年度に見直しをするということになりますので、今お渡しできるものとする、7年度までがあります。

ただ、これまでコロナ禍ということもありまして、この計画どおりには進んでいないという現状がございまして、その点も含めましてご説明させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員 何か他の市で参加したときに、予定していた税率と、言葉が適当か、調整というのかよく分からないんですけども、他市の状況を踏まえるとうちはいかなかったなど見たことがありまして、何かそういうような計画、中・長期的な計画をしている税率と、財源の状況を勘案して設定した理由とか、今後その行方を多角的にちょっと見せていただけたら。来年度以降ですね。

○会長 ありがとうございます。

そのほかにご意見、あるいはご質問ございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員 国保の財政運営の責任が東京都にあったということは、そうかなと思うんですけども、社会保障費のもとと財源、消費税とかいろんなところから繰り入れていらっしゃるんですけども、この最後の2行目に、国や東京都に対し、新たな仕組みづくりや財政支援について検討するよう要望するって書いておられて、これは極めていいことだなと思うんですけども、市から直接国に何か要望するとかということは、どういった機会があるかちょっと教えていただきたいのと、あとまた、今、社会保障審議会の医療費とかの部分で、例えば、地域ごとに医療費を、点数の額をちょっと変えてみようかという話があったり、いやいや、ちょっと道州制みたいな形で、そういうのも広域的に取り組んだほうがいいんじゃないかみたいな議論もあるんですよ。何かそういったものに対する市の考えを、こういったところに伝えるというような方法もあるのかどうなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。いかがでしょうか

○事務局 ご質問ありがとうございます。

1点目の質問、主として国に対してというところになりますけれども、これまでも要望としては、市長会というのがありますので、これは多摩26市で市長が集まっている会ですが、その市長会から要望を上げることができるというふうに思っております。

それから、2点目の医療費のそのところにつきましては、特に、上げていくとしても市長会にはなると思うんですけども、やはり全世代型の社会制度の構築というものを国のほうでも研究していると思いますので、そういった動向を注視しながら、また何かあったときには運協にお諮りしたりとか、そういったこともあろうかと思いますが、そのときにはまたご協力いただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○事務局 ただいま傍聴人の方がいらっしゃいましたので、入室許可ということでよろしいでしょうか。

○会長 はい。

ありがとうございます。今のご指摘、ご意見も非常に重要な視点かなと思います。私も国の関連の社会保障の委員会出ておまして、やはり区市町村はもちろんですし、その運営協議会でご議論された内容というのは、やはり国にとって非常に大きな重みがありますので、私もこの東久留米市の運営協議会のご議論というものの、とても私が委員会で提言するときにも参考にさせていただいていますので、率直にいろいろご意見いただければなと思っています。ありがとうございます。

そのほかになにかご意見、ご質問ございますでしょうか。

(発言する人なし)

○会長 案については、私も拝見しまして、前回の委員会の意見をうまく酌み取っていただいているかなというふうには思ったところです。

一方、なかなか赤字繰入れの解消を含めて、すぐにはできませんけれども、やはり中・長期的にはそこを見据えていくというのも大事だなと思ったところでございます。ありがとうございます。

そのほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって終了といたしたいと思います。

それでは、皆様にお諮りをしたいと思います。

このたびの事務局のご説明のとおり、この案をご承認いただけます方の挙手のほう、お願いいたします。

(挙手全員)

○会長 ありがとうございます。オンラインの鈴木先生もありがとうございます。

それでは、皆様方の賛成ということで、この答申案を承認することといたします。

事務局のほうでは、市長様への答申の準備を進めていただくようお願いいたします。ほかの議題終了後に、市長様に答申をさせていただきたいと存じます。

◎令和6年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）

○会長 それでは、続きまして議題2の審議事項、令和6年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）について、こちらも事務局よりまずご説明をお願いいたします。

○事務局 引き続き、福祉保健部長、中谷のほうから説明させていただきます。

議題2、令和6年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、資料2をご覧ください。資料2の2ページをご覧くださいと思います。

本補正予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,553万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ119億8,486万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出のほうからご説明をさせていただきたいと思います。恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金が交付決定されたことに伴いまして、一部財源更正をするものでございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、目3一般被保険者高額介護合算療養費は、執行状況による決算見込みが当初の見込みを上回るため、55万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分は、財源更正でございます。これは、本補正における歳入の補正に伴うものでございます。

続きまして、4款保健事業費、1項保健事業費、目1保健衛生普及費は、16、17ページにお進みいただきまして、糖尿病重症化予防事業の委託料の契約に差が出ましたので、その分の269万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、5款基金積立金、1項基金積立金、目1基金積立金は、金利上昇による国民健康保険事業運営基金の運用利子の増による本補正における歳入の補正に伴うもので、4,000円を増額するものでございます。

続きまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付金、目2償還金は、令和5年度以前の国庫支出金及び都支出金の清算に伴い、2,767万1,000円を増額するものでございます。内訳でございますが、国に対するものが8万9,000円、都に対するものが2,758万2,000円でございます。

次に歳入でございます。

恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、10ページ、11ページをご覧ください。

まず、3款国庫支出金、1項国庫補助金、目1国民健康保険災害臨時特例補助金は、25万4,000円を増額でございます。これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免及び一部負担金の免除について交付決定があることから、増額するものでございます。

同じく、目2社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、保険年金課で実施いたしております事務のうち、マイナンバーカード取得促進に係る取組について財政措置がされるもので、3万3,000円を計上するものでございます。対象となった事務でございますが、加入者情報のお知らせにおける同封パンフレットの作成費となっております。

続きまして、4款都支出金、1項都補助金、目1保険給付費等交付金は、863万5,000円の減額でございます。これは、歳出でご説明いたしました保険給付費の増額に伴い、普通交付金を55万1,000円増額するほか、特別交付金として、保険者努力支援分の交付決定に基づき918万6,000円を減額するものでございます。

同じく、目2保険給付費補助金は、本年度の交付決定に伴い1,376万5,000円を減額するものでござい

ます。

続きまして、5款財産収入、1項財産運用収入、目1利子及び配当金は、金利上昇による国民健康保険事業運営基金の運用利子の増によるもので、4,000円を増額するものでございます。

続きまして、6款繰入金、1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、本年度の交付申請等に基づく保険基盤安定繰入金、また12ページ、13ページにお進みいただきまして、未就学児均等割保険税繰入金の減額、産前産後保険税繰入金の増額、算定結果に基づく財政安定化支援事業繰入金の減額等、本補正予算による財源調整に伴い、4,758万6,000円を増額するものでございます。

最後に、8款諸収入、4項雑入、目5雑入は、歳出の償還金の補正等に伴い、令和5年度以前の退職被保険者等納付金の清算に伴い、5万4,000円を増額するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、あるいはご意見のある方は挙手、ご発声などをお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○委員 どうぞよろしくお願いします。

ご説明ありがとうございます。歳出のところでお伺いしたい点がありまして、16、17ページの4款保健事業費、1項保健事業費の中の補正予算マイナスになっている糖尿病重症化予防事業ですけれども、269万5,000円がマイナスになっているということで、先ほど委託料に差が出たのでこの補正というお話があったんですが、結構力を入れている糖尿病重症化予防事業だと思うんですが、なぜこの委託料にマイナスが出たのか教えていただければと思います。お願いします。

○事務局 お答えいたします。

こちらの糖尿病予防事業委託ですが、別のジェネリック医薬品差額通知の委託通知と複合の契約としたことにより契約の差分が出たということと、あとは、令和6年度の実績人数が確定したため、それを加味した上で、この減額という形になっております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員 すみません、関連でいいですか。

○会長 はい、お願いします。

○委員 抱き合わせの事業で、その分ジェネリックのところとか、あと対象の方ですね、糖尿病重症化予防の声をかけなきゃいけない方の人数が減ったということでしょうか。

○事務局 お答えいたします。

お声がけをしまして、そのプログラムに参加しますという手挙げがあった方の人数を加味して、その差を、当初の予定から実績に合わせた状態で計算した結果が、この金額という形になっております。

○会長 お願いします。

○委員 声かけしていただいて、あんまり、声かけたんだけど来なかったということになるのかなと思うんですけれども、前年比の実績として、こういう形で対象者は増えたんですか、一緒だったんですか、減ったんですか。本来、最初に声かけた人、声かけなきゃならなかった人の人数は変化があったんですか。

○事務局 お声がけした方の人数は前年同様なんですけれども、参加者が、去年は7名で、今年は人数は増えておりまして8名という形にはなっております。

○委員 これは、おっしゃるとおり結構重要な事業なんで、ぜひ声かけた方の多くが参加していただけるような仕組みづくりも考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。積極的なご意見もありがとうございます。

そのほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

ほかによろしいでしょうか。

そうしましたら、これをもって質疑のほうは終了といたします。

それでは、皆様にお伺いをいたします。

このたびの事務局の説明のとおり、案をご承認いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。異議ございませんでしょうか。

(発言する人なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしということで、この案を承認することといたします。

◎令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）

○会長 続きまして、議題3の令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）についてです。

こちら、事務局よりまずご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、引き続き福祉保健部長、中谷のほうから説明させていただきます。

議題3でございます、令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料3をご用意いただきまして、ページを1枚おめくりいただければと思います。

左側でございますが、本予算案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ114億2,273万9,000円と定めるものでございます。前年度比では4億173万3,000円の減、率にして3.4%の減となっております。

初めに、歳出からご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、22ページ、23ページをお開きください。歳出の主なものでございます。

まず、1款総務費は、歳出の1.8%を占めておりまして、総務管理費、徴税費を合わせまして、前年度比1,472万7,000円、7.8%の増となっております。被保険者証の有効期限到来に伴う資格確認書等更新の通信運搬費が増となったことによるものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開きください。

33ページまでの2款保険給付費になりますが、こちらは歳出の67.0%を占め、1項療養諸費から、33ページの7項傷病手当金まで合わせまして、前年度比1億421万4,000円、1.3%の減となっております。

26ページの上段でございます。1項療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、直近実績からの推計によりまして、前年度比8,250万円、1.3%の減となっております。

中段の目3一般被保険者療養費は、直近実績からの推計により、前年度比111万円、1.3%の減となっております。

続きまして、28ページの中段をご覧ください。

2項高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、直近実績からの推計により、前年度比1,200万円、1.3%の減となっております。

続きまして、30ページ上段をご覧ください。

3項移送費、目1一般被保険者移送費は、直近実績からの推計により、前年度比6万円、66.7%の減となっております。

中段でございます。4項目1出産育児一時金は、前年度比750万円、20.0%の減となっております。

続きまして、32ページをお開きください。

下の段の7項目1傷病手当金は、実績からの推計及び新型コロナウイルスが5類に位置づけられたことによる制度終了に伴いまして、前年度比34万円、85.0%の減となっております。

続きまして、34ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険の財政運営の責任主体である都道府県に対し納付するもので、歳出の29.8%を占め、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせまして、前年度比2億9,980万1,000円、8.1%の減となっております。

続きまして、36ページをお開きください。

4款保健事業費は、被保険者の健康の保持、増進のために行う事業に係る経費で、歳出の1.3%を占め、1項及び2項を合わせまして、前年度比874万2,000円、5.8%の減となっております。

下段、2項特定健康診査等事業費は、特定健康診査や特定保健指導事業に係る費用で、前年度比967万1,000円、前年度比で7.4%の減となっております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、12ページ、13ページをお開きください。

1款国民健康保険税は歳入の20.8%を占め、前年度比1.4%の増となっております。直近実績からの推計と、先にご審議いただきました税率等改定の実施に伴う7,500万円の増額を加味し、前年度との比較といたしましては、3,231万1,000円の増となっております。

続きまして、14ページ、15ページをお開きいただき、中段をご覧ください。

4款都支出金、1項都補助金、目1保険給付費等交付金のうち、普通交付金は市が行う保険給付に必要な費用について都から交付されるもので、歳入の66.5%を占め、前年度比9,567万円、前年度比1.3%の減となっております。また、特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都繰入金分、特定健康診査等負担金分で、財政状況や実施状況に応じた財政調整として交付されるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

6款繰入金は歳入の10.8%を占め、前年度比3億4,578万1,000円、前年度比21.9%の減となっております。

その他一般会計繰入金につきましては、2億4,185万4,000円減の4億3,101万4,000円となっております。

そのほかにつきましては、例年実施しております国民健康保険事業の運営に要する経費を計上してございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、皆様より質問、ご意見などございますでしょうか。

お願いいたします。

○委員 よろしく申し上げます。いろいろご説明していただいたんですけども、2つ質問させていただきたいと思います。

1点は、7年度についてなんですけれども、基金を投入されなかったということなんです。改めて基金の状況と、今後の見込みや考え方を教えていただきたいというのと、国保は財政運営が厳しいと伺っていますけれども、将来にどういう不安があるのかとても心配なので、国保事業運営について、10年後の将来ビジョンがありましたら教えていただけると有り難いので、よろしく申し上げます。

○事務局 それではまず、国民健康保険事業運営基金の状況と今後の見込みからお答えいたします。

令和5年度末時点での基金の現在高は1億689万9,022円でした。ここから、6年度の保険税の値上げ幅の抑制のために取り崩す予定でございます1億円と、過年度返還金の7万円分、それを取り崩し、令和5年度の剰余金の1,036万4,675円と預金利子分ですね、今回の補正予算案の中に入っております、こちらを積み増しますと、令和6年度末残高は1,700万円余となる見込みでございます。

今後の基金の残高についての見込みですが、平成30年度の国民健康保険の制度改正前は、保険給付費等の歳出が見込みよりも少ない、または国保税の税収が増えた、あるいは健全経営の取組によって、結果インセンティブを受け取ったというような、大きく分けて3つの要因によって決算剰余金が生じることと積み立てられておりましたが、保険給付費については、全額東京都からの交付金として支払われるため、剰余金が発生しない仕組みとなっておりまして、今後この基金を大幅に積み増すということは難しい状況となっております。

続きまして、今後の国保のビジョンということでございますが、国民健康保険制度は、ほかの医療保険制度、被用者保険や後期高齢者医療制度に加入されていない全ての住民の方を対象とした医療保険制度となっております。平成30年4月より持続可能な社会保障制度の確立を図るために制度の見直しが行われ、都道府県が財政運営の責任主体となる新たな国民健康保険制度となり、現在は都内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険税となるということを最終目標として取り組んでおります。

一方で、国民健康保険制度においては、年齢構成が高く、医療費水準が高い、所得水準が低いといった構造的な課題を抱えていると認識しております。市では、医療費の適正化や収納率の向上の取組も実施しており、医療費の適正化では糖尿病性腎症重症化予防事業、あるいは重複薬・頻回のほうですね、の受診対策、あとは特定健康診査、がん検診の受診率の向上対策などに取り組んでおります。

国でも、現役世代の給付が少なく、高齢者中心の負担が現役世代中心という、これまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度の確立を図るため、総合的な検討を進めておると認識しております。その動向には注視してまいりたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。とても重要な視点でございます。

そのほかになにかご質問、ご意見ありますか。

お願いいたします。

○委員 よろしくお願ひします。

2つよろしいでしょうか。

1つ目は、質問というかお願ひなんですけれども、先ほども出てきました糖尿病重症化予防事業、先ほどの資料2のところでマイナス補正されていたものなんですけれども、今度の令和7年度の予算のところ、37ページですけれども、上段の右のほうに書いてある糖尿病重症化予防事業が、今回552万2,000円という予算が組まれています。多分、前年度の補正がマイナスになっていることをみて、この予算になっているんだと思うんですが、やはりちょっと下がっている、予算額が下がっているように思うんですね。

なので、先ほどからお話がありましたけれども、大切な事業なので、しっかりと予算が下がってでも、実のある対策というか事業になっていただけたらと思います。それが1つ目です。

2つ目は、そのすぐの下のところ、36ページのところなんですけれども、第2項特定健康診査等事業費のところ、前年比マイナス967万1,000円と予算を組まれています。かなり大きな減額だと思うんですが、特定健康診査というのはすごいやはり重要なところだと思うんですが、ここがマイナスというのは、どんな項目が下がり、このぐらい大きな額がマイナス予算としているのか、わかりましたら教えていただきたいなと思います。

○事務局 それでは、特定健康診査につきまして、健康課のほうからお答えさせていただきます。

特定健康診査に係る予算が減額となった理由といたしましては、東久留米市国民健康保険の被保険者が減少傾向であることが要因となるものでございます。特定健康診査の受診率につきましては、コロナ禍以降増加傾向にございますが、その増加率に比べまして、被保険者数の減少の影響のほうが大きく出まして、減少となっているところでございます。

その減といたしましては、それに伴いまして医療機関にお支払いする特定健診の委託料が減となっているといった状況でございます。

ご説明は以上でございます。

○委員 ありがとうございます。受診率が上がっているというのはとてもいいことだと思いますので、これからも少しずつ上がっていくよう、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。的確なアドバイスもいただきまして、ありがとうございます。

そのほかに何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

毎年のこの決算、予算の明細書を拝見すると、本当に国保がどういう構造で支えられているかというのがよく、改めて分かるなというのと、それから、今委員の先生からも、皆さんからもご意見ありましたが、なかなか東久留米市だけでは難しいところもある反面、一つ一つ丁寧にやっていくところもあると思っていますので、両面また拝見できればいいなと思いました。ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、これをもって質疑のほうを終了いたします。

それでは、委員の皆様にお伺いをいたします。

このたびの事務局のご説明のとおり、この案のほうをご承認いただきたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

(発言する人なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしということでお認めしたいと思います。ありがとうございます。

◎その他

○会長 続きまして、議題、その他に移りますけれども、事務局より何かございますでしょうか。

○事務局 特にご用意しているものはございませんが、この後の答申に伴いまして、市長に入室していただくことなど、準備の時間を頂戴いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうに準備をお願いいたします。皆様、少々お待ちください。

○事務局 市長が席に着かれましたので、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

◎答申

○会長 それでは、市長様へ答申書を提出したいと存じます。

私から、答申書を読み上げる形でお願いいたします。

令和7年1月30日。

東久留米市市長、富田竜馬殿。

東久留米市国民健康保険運営協議会会長、古井祐司。

東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）。

令和7年1月23日付6東久福保第1114号をもって諮問があったことについて、国民健康保険運営協議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1、諮問事項

（1）国民健康保険税・税率等改定について

2、答申内容

（1）国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後の砦として社会保障の根幹を担っており、安定的な制度運営が求められる。令和7年度東久留米市国民健康保険事業運営については、安定した制度運営を確保するため、生じる財源不足額について、原則、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と思料する。

現在も、昨年同様に物価の上昇は続いており、依然先行きが不透明な状況にあることを考慮することは、令和7年度の税率等改定においては不可避である。

ついては、このような背景から、当協議会では、令和7年度において、急激な税負担とならないよう極力配慮したうえで、別紙「令和7年度国民健康保険税・税率等」に示す改定案が妥当であるとの結論に至った。改定の実施にあたっては、被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、今後、医療の高度化による医療費の増加や、生産年齢人口の減少等により、運営はさらに困難

が続くものと思われる。しかしながら、決算補填等目的の法定外一般繰入の削減については、短期、中・長期双方向の総合的な視点から健全化に向けた取組を進めつつ、将来にわたり制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、不斷の努力を行い、財政運営の責任者体である東京都と共に安定的な制度運営に努めること。また、国や東京都に対し、新たな仕組みづくりや財政支援について検討するよう積極的に要望することを、切に望む次第である。

以上になります。

それでは、ただいまの答申を受けられまして、市長様よりご挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○市長 会長のお許しをいただきましたので、お礼の言葉を述べさせていただきます。

まず、本日は、令和6年度第3回国民健康保険運営協議会の開催に当たりまして、委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいま会長より、国民健康保険税・税率等改定につきましてのご答申を頂戴いたしました。

委員の皆様方におかれましては、様々な視点から、真摯かつ慎重なご審議をいただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

頂戴いたしました答申につきましては、最大限に尊重させていただきたいと考えております。

令和7年度につきましても、医療の高度化による医療費の増大、被保険者の減少などの課題を克服すべく、この社会保障制度を守り、持続可能とするために、今まで積み重ねてまいりました国民健康保険事業運営の健全化に向けた取組を続けていく必要があるというふうに考えております。

一方で、ご答申にもございましたとおり、新たな仕組みづくりや財政支援も必要であると考えておりますことから、国や東京都に対して、東京都市長会や担当課長会など様々な場を通して検討するよう、積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。

今後も国や東京都の動向及び社会経済情勢を注視しつつ、本運営協議会委員の皆様方のご意見も踏まえまして、東久留米市としてよりよい方向性を見定め、実行してまいりたいと考えております。

引き続き被保険者にとりまして、一番身近な国民健康保険の事務を取り扱う窓口として、精いっぱい取り組んでまいる所存でございます。

委員の皆様方には、今後本市の国民健康保険事業の健全な運営にお力添えを賜りたくお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

ただいま市長様への答申を無事に終えることができました。それぞれの委員の皆様方のご協力に改めて感謝申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

それでは、そのほかに事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 改めまして、答申のほう、ありがとうございました。23日、本日ご議論いただきました内容を尊重し、最終的には、3月に開催される市議会にて関係条例を上程してまいります。その状況については、恐れ入りますが、後日ご連絡いたしたいと思っております。

また、次回の協議会の開催は、7月下旬から8月の中旬頃を予定しております。お近くになりましたら、またご案内させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○会長 そのほか特にならなければ、以上をもちまして本日の審議を終了いたします。

それでは、これをもちまして、令和6年度第3回東久留米市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。

皆様方、本当にありがとうございました。

(午後6時23分閉会)

以上の会議録に相違ないことを証し、署名する。

令和7年1月30日

会 長 古 井 祐 司

署名委員 鈴 木 均

署名委員 米 内 久 永

署名委員 西 村 より子